

第17期 第6回 豊見城市農業委員会 総会

1 日 時: 令和3年2月24日(水) 午後1時30分～午後1時48分

2 場 所: 豊見城市役所 3階第3会議室

3 出席農業委員 (8 名)

会 長: 1番 瀬長 澄子 委員

職務代理: 2番 上原 啓一 委員

委 員: 3番 金城 敏満 委員 4番 當間 康由 委員 5番 宮里 由美子 委員

6番 金城 朝之 委員 7番 比嘉 強 委員 8番 瀬長 輝男 委員

4 欠席農業委員 (0 名)

5 農地利用最適化推進委員

東部地区: 長嶺 幸雄 委員 ・ 大城 空 委員

西部地区: 高安 昌俊 委員 ・ 比嘉 昇 委員

5 農業委員会事務局職員

局 長: 浜本 亨

主 査: 仲宗根 翔

6 議事録署名委員

5番 宮里 由美子 委員 ・ 6番 金城 朝之 委員

7 付議すべき案件

報告第 28 号 農地転用後の利用状況の報告について

報告第 29 号 転用許可に係る工事の進捗状況報告について

報告第 30 号 転用許可に係る工事の完了報告について

報告第 31 号 現況証明願について

報告第 32 号 農地法許可申請の取下げ願いについて

報告第 33 号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第	34	号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
議案第	15	号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第	16	号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
協議第	6	号	農用地利用集積計画の作成に係る意見決定について

10. 会議の内容

議長 では定刻の1時30分になりましたので、第17期豊見城市農業委員会第6回総会を開会いたします。

(午後1時30分) 開会

議長 本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。
会期は、本日1日限りといたします。
本日の出席委員は8名中全員出席でございます。豊見城市農業委員会会議規則第11条の規定により定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。
次に議事録署名委員について、豊見城市農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第5番委員の宮里由美子委員と第6番委員の金城朝之委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の浜本事務局長及び仲宗根主査をお願いいたします。
これより報告案件に入ります。初めに報告第28号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の2ページをお開きください。
報告第28号「農地転用後の利用状況の報告について」
2件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので報告いたします。
以上です。

議長 ただいまの報告第28号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。
特に質疑がないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 では次に報告第29号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の4ページをお開きください。
報告第29号「転用許可に係る工事の進捗状況報告について」
2件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので報告いたします。
以上です。

議長 報告第 29 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

特に質疑がないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 次に報告第 30 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 6 ページをお開きください。

報告第 30 号「転用許可に係る工事の完了報告について」

3 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。

以上です。

議長 ただいまの報告第 30 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

特に質疑がないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 次に報告第 31 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 8、9 ページをお開きください。

報告第 31 号「現況証明願について」

8 件ございました。内容を確認の上、証明発行いたしましたのでご報告いたします。

以上です。

議長 ただいまの報告第 31 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

特に質疑がないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 次に報告第 32 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 11 ページをお開きください。
報告第 32 号「農地法許可申請の取下げ願いについて」
1 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。
以上です。

議長 ただいまの報告第 32 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。
特に質疑がないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 次に報告第 33 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 13 ページをお開きください。
報告第 33 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について」
1 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたのでご報告いたします。
以上です。

議長 ただいまの報告第 33 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。
特に質疑がないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 次に報告第 34 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 15 ページをお開きください。
報告第 34 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」
3 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたのでご報告いたします。
以上です。

議長 ただいまの報告第 34 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手

してから質疑をお願いいたします。
特に質疑がないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 次に議案審議に入ります。
議案第 15 号について審議します。事務局より、現場調査の報告と併せて議案の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 17 ページをお開きください。
議案第 15 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」、1 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは、申請案件についてご説明します。
整理番号 1 番につきまして、22 ページをお開きください。申請のあった土地は、与根西中原 78 番 15、78 番 18、78 番 21 及び 78 番 24。転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。
続いて現地調査の結果をご報告いたします。
整理番号 1 番の申請地は、周囲を住宅等に囲まれ、市街地の中に取り残された農地となっています。現場は産業廃棄物が散乱していることから違反案件として始末書を受領しています。現地の境界、周辺への被害防除等については既存のブロック塀及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。
議案第 15 号について、説明は以上です。

議長 事務局の議案説明が終わりました。
整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。
質疑なしと認めて、これより採決してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 整理番号 1 番について、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 1 番については、許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に議案第 16 号について審議します。事務局より、現場調査の報告と併せて議案の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 24 ページをお開きください。

議案第 16 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、2 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは、申請案件についてご説明します。

整理番号 1 番につきまして、29 ページをお開きください。申請のあった土地は、田頭東り原 23 番 5。転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 2 番につきまして、34 ページをお開きください。申請のあった土地は、高安前原 259 番。転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

続いて現地調査の結果をご報告いたします。

整理番号 1 番の申請地は、田頭の農用地区域に近接し、農地の広がり 10ha を超える優良農地となっています。現場は既に字田頭 24 番地の住宅敷地として利用されていることから違反転用案件として始末書を受領しています。現地の境界、周辺の被害防除等については既存のブロック塀及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

整理番号 2 番の申請地は、水管・下水道管が埋設された道路の沿道の区域にあり、かつ、おおむね 500m 以内に 2 以上の公共施設等（ここでいうと市立中央公民館と平良公民館）が設置された農地です。現在は休耕状態ですが、雑草は刈り取られている状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については利用計画及び排水処理計画等により特に問題ないと考えられます。

議案第 16 号について、説明は以上です。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。

議案第 16 号は 1 件ずつ審議します。はじめに整理番号 1 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認め、これより採決します。

整理番号 1 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 1 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定いたします。
次に整理番号 2 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。
質疑なしと認め、これより採決に移りたいのですが、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 整理番号 2 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 2 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。
次に協議第 6 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 お手元の議案書の 35 ページをご覧ください。
協議第 6 号「農用地利用集積計画の作成に係る意見決定について」
みだしの件について、令和 3 年 2 月 15 日付豊経建農第 1495 号で、豊見城市長より、別紙のとおり農用地利用集積計画の作成について照会がありますので、委員会の意見を求めます。36 ページは、市長から農業委員会会長宛ての照会の文書となっております。
37 ページ以降の詳しい内容等については、主管課であります農林水産課のほうから説明しますので、よろしくお願ひします。

農林水産課 こんにちは。農林水産課の農政班、大城です。よろしくお願ひします。
今回、基盤法に基づく利用権設定の申請が 1 件ございますので、説明したいと思ひます。
資料の 37 ページをお願ひします。貸し手及び借り手はご覧のとおりです。利用権を設定する農地の地番は伊良波 445 番 2、331 m²と 445 番 4、331 m²、445 番 5、246 m²、445 番 6 の 282 m²で、面積計は 1,190 m²。設定する利用権は使用貸借権で、存続期間は公告日から令和 23 年 2 月 28 日までとなっております。以上です。

議長

協議第 6 号について説明が終わりました。
協議第 6 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。
質疑なしと認め、これより採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長

協議第 6 号については、豊見城市長に対して適正であると回答することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、協議第 6 号については、豊見城市長に対して適正であると回答することに決定しました。
どうもありがとうございました。
以上をもちまして、本日提案の議事日程を全て終了いたしました。
委員の皆様には提案された議事日程に対して、真摯で丁寧なご意見とご審議をいただき、ありがとうございました。まだコロナがはびこっているようですので自粛していただいて、早めにコロナが収束することをみんなで祈りながら、農作業を頑張っていただきたいと思います。
これで本日の農業委員会総会を終わります。大変お疲れさまでした。

令和 3 年 2 月 24 日 (水)
午後 1 時 48 分終了

議事録署名委員

議長

瀬長 澄子 

5 番委員

宮里 由美子 

6 番委員

金城 朝之 